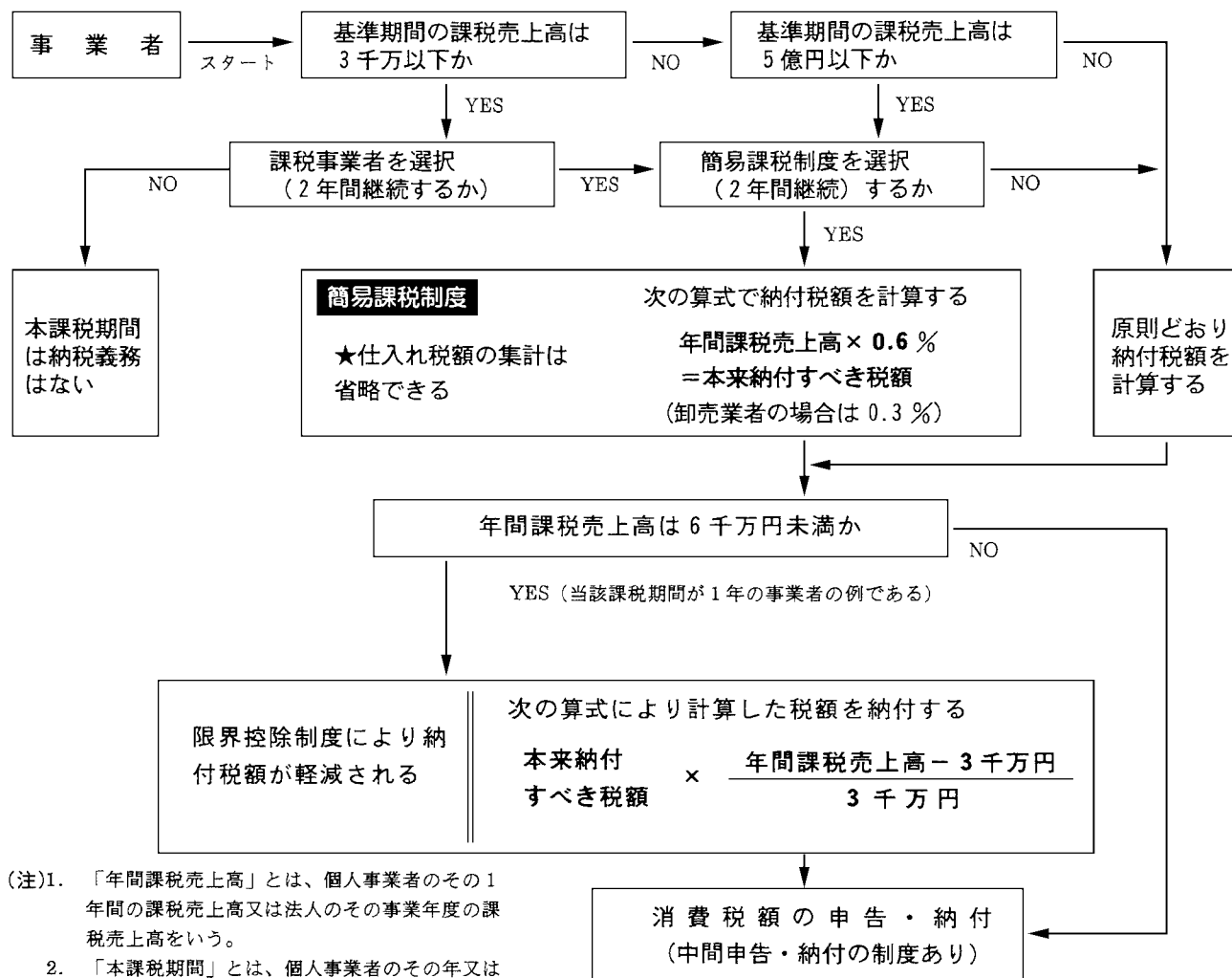


消費税法が4月1日から実施されます

納付手続の流れは、下図のようになりますが、詳細につきましては 税務署の関税部門にお尋ねください。

問 合 先 大月税務署 ☎22-3151



- 前々年、又は前々年事業年度の課税売上高が 3,000 万円以下の事業者の、納税義務は免除されます。
- 消費税としての性格上、課税対象とならないもの（資本取引・金融取引や国・地方公共団体の手数料）及び政策的配慮から課税しないもの（医療・福祉・教育の一部）など 8 項目としています。
- 国等にも、原則として非課税取引を設けていません。
- 売上計上の時期については、一言でいえば所得税、又は法人税の収益計上の時期と同じですが、割賦販売・延払販売・長期工事・小規模事業者の現金主義について、特例を設けています。
- 税率は 3 % とし、普通乗用自動車は 6 % としています。

- 納税義務を、極力簡単なものにするため帳簿上の記録、又は納品書・請求書等の書類により税額控除します。
- 免税事業者からの仕入や、中古品等の消費者からの仕入も課税仕入として控除できます。
- 非課税売上割合が、5 % を超えない場合には課税仕入等の税額の全額の控除ができます。
- 課税売上高 5 億円以下の事業者は、簡易課税の選択ができます。
- 課税売上高が、6,000 万円以下の事業者については限界控除制度が設けられています。
- 申告・納付は、確定申告と中間申告の年 2 回とします。ただし、中間申告すべき税額が 30 万円以下の事業者は中間申告を要しません。